

公益財団法人 日本サッカー協会
2020 年度 第 11 回理事会

2020 年 10 月 22 日（木）

決議事項

1. 連盟・リーグ等への新型コロナウイルス感染症対策支援金（仮称）の件

5 月の理事会において、「新型コロナウイルス感染症対策 JFA サッカーファミリー支援事業」における各種連盟や協会組織への対応を 6 月以降の理事会で協議することが決議されたことを受け、2020 年度事業として「連盟・リーグ等への新型コロナウイルス感染症対策支援金（仮称）」を下記の通り支給したい。

なお、都道府県サッカー協会については、2020 年度一括補助金からコロナ禍による中止事業の予算流用等を認めており、また 2021 年度一括補助金の全体予算も同額を確保予定であることから対象外とする。

また、全国大会の運営を基本的な事業としている連盟や高体連、中体連、日本プロサッカー選手会については引き続き、検討したい。

◆基本的な考え

コロナ禍による事業の中止、スポンサーの撤退、登録者減少等による収入減、PCR 検査等の感染対策にかかる追加費用による支出増、経済的に困窮している選手へのサポートなどの他、本年度一時的かつ深刻に財務的な影響を受けた連盟やリーグを支援する。

◆総額

1.84 億円（2020 年第 10 回理事会にて報告の修正予算 3.5 億円）

連盟やリーグに対する支援金上限額のみを決定し、確定額については財政状況を確認しながら確定したい。

◆対象となるリーグと連盟

一般社団法人日本フットボールリーグ、一般社団法人日本女子サッカーリーグ、一般財団法人全日本大学サッカー連盟、一般財団法人全国社会人サッカー連盟、一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟、一般財団法人日本フットサル連盟、一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟、一般財団法人日本ビーチサッカー連盟、一般社団法人日本障がい者サッカー連盟

◆支援金の使途

連盟、リーグの公益目的事業のみ（領収証、振込明細書、請求書等の証書を要提出）

◆その他

次年度については収支状況の見込が立たず、原則として今年度のみ支援としたい。

2. 付随的事業規則 改正の件

【改正の概要】

第 2 節 第 6 条の日本代表選手の商品化における包括肖像の人数を 11 名から 6 名に変更したい。

3. 懲罰規程等の改正の件

（決議）資料1①②

本協会および都道府県協会の司法機関において懲罰制度をより適切に運用するため、懲罰規程の

明確化等を目的に、以下の通り改正したい。

(1) 懲罰権が重複している場合について

特定の懲罰事案について懲罰権を有する都道府県協会等の司法機関が複数あるなど、懲罰権を行使すべき機関に疑義が生じた場合は、本協会の規律委員会または裁定委員会が個別に決定することを明記する。

(2) 懲罰権の再委任の禁止

都道府県協会等の司法機関は、懲罰権を都道府県協会等の下部団体等に再委任することはできないことを明記する（大会規律委員会への再委任等は除く）。

但し、調査（事情聴取を含む。）に限り、自己の責任によりその下部団体等に委任できるものとする。

(3) 審判による決定の位置付けの明確化

現行規程では主審による警告および退場の決定が懲罰の一種とされているが、これらは競技規則に基づく措置であるため、懲罰規程に規定する懲罰の種類から削除する。

(4) 不服申立期間および申立方法の変更

不服申立期間を現行の「懲罰の伝達を受けた日から3日」から「7日」に、不服申立てにかかる理由書の提出期限を現行の「懲罰の伝達を受けた日から7日」から「14日」にそれぞれ変更する。また、申立方法を現行の「郵送又はFAX」から「電子メール」に変更する。

(5) その他

上記のほか、表現の修正等を行う。

(6) 上記（3）の修正に関連して、懲罰の種類については司法機関組織運営規則21条にも規定されており、こちらも主審の警告および退場に関して修正を要するが、改めて検討した結果、懲罰規程と重複していることから条項全体を削除する。

4. バイルート爆発に対する義援金の件

2020年8月4日にレバノンの首都バイルート港で大規模な爆発が発生し、192人が死亡、6,500人以上が負傷した。レバノンサッカー協会もこの爆発により大きな被害を受けた。今回の爆発で被災した地域の一刻も早い復旧を願い、以下の通り支援を実施したい。

<支援内容>レバノンサッカー協会に義援金としてUS\$20,000を寄付

【参考：最近の災害時支援実施内容/国外】

(1) 2009年2月 オーストラリア山火事

①JFA から義援金 2,000,000 円

②2010FIFA ワールドカップアジア最終予選オーストラリア戦での募金 340,270 円

③計 2,340,270 円をオーストラリアサッカー連盟に寄付

(2) 2011年2月 ニュージーランド地震

ニュージーランドサッカー協会に義援金として 2,000,000 円

(3) 2011年7月 タイ洪水被害

タイサッカー協会に義援金として 2,000,000 円

(4) 2011年8月 カンボジア洪水被害

カンボジアサッカー協会に義援金として 1,000,000 円

(5) 2011年10月 トルコ東部地震

- トルコサッカー協会に義援金として 2,000,000 円
- (6) 2013 年 11 月 フィリピン台風 30 号被害
フィリピンサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (7) 2015 年 4 月 ネパール大地震
ネパールサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (8) 2016 年 4 月 エクアドル地震
エクアドルサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (9) 2016 年 8 月 イタリア中部地震
イタリアサッカー連盟に義援金として US\$20,000
- (10) 2017 年 9 月 メキシコ中部地震
メキシコサッカー連盟に義援金として US\$20,000
- (11) 2017 年 11 月 イラン・イラク地震
イランサッカー連盟に義援金として US\$20,000
- (12) 2018 年 9 月 インドネシア大地震
インドネシアサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (13) 2018 年 11 月 北マリアナ諸島 台風 26 号被害
北マリアナ諸島サッカー協会に義援金として US\$20,000

5. 審判委員会 部会設置の件

各種委員会組織運営規則第 10 条に基づき、審判委員会に以下の部会を設置したい。

・ 部会名

テクニカル部会

・ 目的

審判員のテクニカルな案件（特に承認事項、報告事項）に関して委員会から部会（隔週開催予定）に権限を委譲することで、月次の審判委員会の場ではこれまで以上に将来の審判界のための有効な議論に時間を割くため。

・ 所管事項

1. 審判員や競技規則のテクニカルに関する案件
2. 部会員、分科会員の追加・削減に関する件
3. その他、委員長が認める案件

・ 部会メンバー

審判委員会にて選任する

※第 10 条 各種委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。